

ぎふプライムスタートアップ認定要項

(趣旨)

第1条 りふスタートアップ支援コンソーシアム（以下「コンソーシアム」という。）は、他のスタートアップの模範となり得るすぐれたスタートアップを「ぎふプライムスタートアップ」（以下「プライム」という。）として認定し支援することで、当該プライムの成長を促進し、ロールモデルとしての育成を図り、もって県内における起業機運の醸成とスタートアップの発展に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この要項において「起業の日」とは、個人事業主にあっては所得税法第229条に規定する開業等の届出を税務署が受理した日を、法人にあっては法人設立の日をいう。

2 この要項において「連携」とは、共同開発、生産委託、共同販売または技術協力等の業務連携および資本提携をいう。

3 この要項において「中小企業者」とは、別表1に掲げるものとする。

4 この要項において「役員」とは、会社法施行規則第2条第3項第3号に規定する役員をいう。

(プライムの要件)

第3条 プライムは次の各号すべてに該当する者のうち、第4条で定める申請または第5条で定める推薦のあった者の中から、ぎふプライムスタートアップ審査委員会（以下「審査委員会」という。）の審査を経て、コンソーシアムの会長（以下「会長」という。）が認定する。

(1) 起業の日から5年未満の者

(2) 県内に既に本社機能を設置済み、もしくは第4条及び第5条第2項で定める申請、推薦があった年度の1月31日までに本社機能を設置する者、または県内で事業を営む企業等と既に連携している者、もしくは年末までに県内で事業を営む企業等と連携する者

(3) 未上場の者で、中小企業者以外の者（以下「大企業」という。）から、次に掲げる出資又は役員を受け入れていない者

ア 発行済株式の総数又は出資価額の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有している者

イ 発行済株式の総数又は出資価額の総額の3分の2以上を複数の大企業が所有している者

ウ 大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占め

ている者

(4) 以下の①から④のいずれかに該当をする者

①代表権を有する者または役員が、過去5年以内にコンソーシアム会員若しくは行政機関が主催または共催したピッチコンテスト等ビジネスプランを評価する大会で入賞したビジネスプランを用いて事業を行う者

② J - S t a r t u p 等国の機関に育成対象のスタートアップとして選定された者

③コンソーシアム会員又はコンソーシアム会員が設立したファンドから出資を受けている者

④公益財団法人岐阜県産業経済振興センターが実施する事業可能性評価においてA評価認定を受けた事業にて申請する者

(5) コンソーシアムの会員またはコンソーシアムに入会申込書を提出済みの者

(6) 代表権を有する者および役員に過去3年の間、社会的に信頼を失うような法令違反または事故がない者

(7) 「岐阜県が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱」第3条に該当しない者

(8) 国税、県税及び市町村民税の未納がない者

(9) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第3条に規定する営業許可又は第27条及び第31条の2、第31条の7、第31条の12、第31条の17に規定する営業等の届出の対象となる事業者ではない者

(認定の申請)

第4条 第3条各号のすべてに該当するスタートアップで、プライムの認定を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、会長が別に定める期間内に、認定申請書（様式第1号）を会長に提出しなければならない。

(認定の推薦)

第5条 コンソーシアム会員は第3条各号のすべてに該当するスタートアップをプライムに推薦することができる。

2 前項の規定によりスタートアップを推薦しようとする者（以下「推薦者」という。）は、あらかじめ当該スタートアップ（以下「被推薦者」という。）に認定の意思の有無を確認し、認定意思が確認できた場合のみ、会長が別に定める期間内に、プライム認定推薦書（様式第2号）を会長に提出しなければならない。

(審査)

第6条 会長は、第4条で定める申請、又は第5条第2項で定める推薦があったと

きは、審査委員会に審査を付託するものとする。

- 2 審査委員会は、前項の付託があったときは、別表 2 に掲げる審査項目により審査を行い、その結果を会長に報告するものとする。
- 3 申請者及び推薦者ならびに被推薦者は、審査が円滑に行われるように協力するものとする。尚、審査方式は、原則としてプレゼン方式とする。

(認定)

- 第 7 条 会長は、前条第 2 項に定める審査委員会の審査の結果報告を踏まえ、認定に適すると認められたときは、当該スタートアップをプライムに認定し、申請者または推薦者に対してはプライム認定通知書（様式第 3 号）、被推薦者に対してはプライム認定通知書（様式第 3 号の 2）により通知するものとする。
- 2 会長は、前条第 2 項に定める審査委員会の審査の結果、報告を踏まえ、認定に適さないと認められたときは、当該スタートアップをプライムに認定しないこととし、申請者または推薦者に対してプライム審査結果通知書（様式第 4 号）により通知するものとする。

(調査及び検査)

- 第 8 条 会長は、プライム認定の適正を期するため必要があると認めるときは、プライムへの聞き取り及び立入検査を行うことができる。

(認定の取消し)

- 第 9 条 会長は、次の各号のいずれかに該当する場合、プライムの認定を取り消すことができる。認定を取り消されたスタートアップは、取り消された日以後、プライムに認定された事実を事業に使用してはならない。
- (1) コンソーシアムまたはプライムの社会的信用を失墜する行為を行ったとき。
 - (2) 認定の返付を申し出たとき。
 - (3) 前 2 号に掲げるもののほか、認定を保持させることが適当でないと会長が認めるとき。

(認定等の公表)

- 第 10 条 会長は、プライムの認定または取消しを行ったときは、公表する。

附則 この要項は、令和 5 年 7 月 10 日から施行する

附則 この要項は、令和 6 年 5 月 9 日から施行する

別表１ 第２条第３項で定める中小企業者

業種分類	定義
製造業その他 (注１)	資本金の額又は出資の総額が３億円以下の会社又は 常時使用する従業員の数が３００人以下の会社及び個人事業主
卸売業	資本金の額又は出資の総額が１億円以下の会社又は 常時使用する従業員の数が１００人以下の会社及び個人事業主
小売業	資本金の額又は出資の総額が５千万円以下の会社又は 常時使用する従業員の数が５０人以下の会社及び個人事業主
サービス業 (注２)	資本金の額又は出資の総額が５千万円以下の会社又は 常時使用する従業員の数が１００人以下の会社及び個人事業主

注１ ゴム製品製造業（一部を除く）は資本金３億円以下又は従業員９００人以下

注２ 旅館業は資本金５千万円以下又は従業員２００人以下、ソフトウェア業・情報
処理サービス業は資本金３億円以下又は従業員３００人以下

別表２ プライムの審査項目

認定基準	項目
(１) 事業のビジョン	・社会課題の解決につながるか
	・県経済の活性化につながるか
	・資金計画等事業の実現性はあるか
	・グローバル市場への進出を見据えているか
(２) 事業内容の独創 性・革新性	・製品、事業内容の独創性、従来の製品やビジネスモデルとの 違いはあるか
	・社会での有用性はあるか
(３) 事業の拡張性	・事業拡張の大きさ等の見込はあるか
	・事業拡張スピードの見込はあるか
(４) 起業のチャレンジ 性	・既存企業等からの独立、大学等の研究機関からの創出か
	・代表権を有する者が女性、障がい者、若者（２０歳代まで）、 シニア層（６５歳以上）の起業か

ぎふプライムスタートアップ認定申請書

自薦・他薦の別	自薦
---------	----

1 スタートアップの基本情報

(1)法人番号（法人のみ）	
(2)法人名（※正式名称）	
(3)代表者名	
(4)代表者の生年月日（yyyy/mm/dd）※	
代表者の年齢	
(5)代表者の性別※	
(6)代表者の障がいの有無※	
(7)郵便番号（xxx-xxxx）	
(8)住所	
(9)設立年月日（yyyy/mm/dd）	

※未記入等でも構いませんが、加点等の優遇はございません

2 応募担当者

(1)応募担当者氏名	
(2)応募担当者所属部署	
(3)応募担当者電話番号	
(4)応募担当者メールアドレス	

3 事業概要

(1)起業または事業立ち上げに至る背景・経緯（※500文字以内）

(2)事業の内容・目的・ビジョン（※500文字以内）

(3)事業の独創性・革新性（※500文字以内）
(4)事業の現況と今後の見込み（※500文字以内）
(5)岐阜県経済の発展に対する寄与（※200文字以内）

4 起業前及び研究・技術について

(1)出身母体について	該当に○
大学や研究機関等の研究成果等を活用して起業したスタートアップ	
事業会社からの独立（資本関係を継続させずに関連した技術での独立）	
事業会社からの独立（資本関係を維持した子会社としての独立）	
事業会社からの独立（全く関係のない会社として独立）	
教職員・学生・研究員等によるスタートアップ	
大学・研究所等が出資・経営支援したスタートアップ	
(2)出身母体（または関連）の名称	
(3)大学や研究機関等の研究成果等を事業化に用いる場合、その研究成果等の内容や申請者との関係を記載してください。（※500文字以内）	

5 その他

当社（私）は、スタートアップ企業支援事業費補助金（プライム枠）を申請した際に、本書類を補助金の審査にも用いることを同意します。	同意は○

※本応募書類に記載頂いた情報は、ぎふプライムスタートアップの認定のみに利用し、本人の同意が無い限り、目的外利用を行うことはありません。

資金計画表(1/2)

設備資金		
必要な資金	数量等	金額（円）
合計		0

運転資金		
必要な資金	数量等	金額（円/年）
合計		0

必要な資金の調達方法	
資金調達の方法（調達先）	金額（円）
自己資金	
合計	0

※補助金については交付決定を受けたものののみ記載可とする。

※必要に応じて行の追加をすること

資金計画表(2/2)

	年平均：円	起業当初	3年後	5年後
売上	売上高			
	売上原価			
	売上総利益	0	0	0
	(売上総利益率)	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!
経費				
	経費計	0	0	0
利益		0	0	0

※必要に応じて行の追加をすること

ぎふプライムスタートアップ認定推薦書

自薦・他薦の別	他薦	被推薦者への確認：
---------	----	-----------

1 スタートアップの基本情報

(1)法人番号（法人のみ）	
(2)法人名（※正式名称）	
(3)代表者名	
(4)代表者の生年月日（yyyy/mm/dd）※	
代表者の年齢	
(5)代表者の性別※	
(6)代表者の障がいの有無※	
(7)郵便番号（xxx-xxxx）	
(8)住所	
(9)設立年月日（yyyy/mm/dd）	

※未記入等でも構いませんが、加点等の優遇はございません

2 応募担当者

(1)応募担当者氏名	
(2)応募担当者所属部署	
(3)応募担当者電話番号	
(4)応募担当者メールアドレス	

3 事業概要

(1)起業または事業立ち上げに至る背景・経緯（※500文字以内）

(2)事業の内容・目的・ビジョン（※500文字以内）

(3)事業の独創性・革新性（※500文字以内）

(4)事業の現況と今後の見込み（※500文字以内）

(5)岐阜県経済の発展に対する寄与（※200文字以内）

4 起業前及び研究・技術について

(1)出身母体について	該当に○
大学や研究機関等の研究成果等を活用して起業したスタートアップ	
事業会社からの独立（資本関係を継続させずに関連した技術での独立）	
事業会社からの独立（資本関係を維持した子会社としての独立）	
事業会社からの独立（全く関係のない会社として独立）	
教職員・学生・研究員等によるスタートアップ	
大学・研究所等が出資・経営支援したスタートアップ	
(2)出身母体（または関連）の名称	
(3)大学や研究機関等の研究成果等を事業化に用いる場合、その研究成果等の内容や申請者との関係を記載してください。（※500文字以内）	

5 その他

当社（私）は、被推薦者がスタートアップ企業支援事業費補助金（プライム 枠）を申請した際に、本書類を補助金の審査にも用いることを同意します。	同意は○

※本応募書類に記載頂いた情報は、ぎふプライムスタートアップの認定のみに利用し、本人の同意が無い限り、目的外利用を行うことはありません。

様式第 3 号

年 月 日

【〇〇〇（申請者）】 様

ぎふスタートアップ支援コンソーシアム会長

年度ぎふプライムスタートアップ認定通知書

【〇〇〇（申請者）】を 年度ぎふプライムスタートアップとして認定しました。

ぎふスタートアップ支援コンソーシアム事務局	
担当	
住 所	
T E L	
メール	

様式第 3 号の 2

年 月 日

【〇〇〇（被推薦者）】 様

ぎふスタートアップ支援コンソーシアム会長

年度ぎふプライムスタートアップ認定通知書

年 月 日付で【〇〇〇（推薦者）】から推薦のあった【〇〇〇（被推薦者）】を 年
度ぎふプライムスタートアップとして認定しました。

ぎふスタートアップ支援コンソーシアム事務局	
担当	
住 所	
T E L	
メール	

様式第4号

年 月 日

【〇〇〇（申請者または推薦者）】 様

ぎふスタートアップ支援コンソーシアム会長

年度ぎふプライムスタートアップ審査結果通知書

【〇〇〇（申請者または被推薦者）】はぎふプライムスタートアップの審査結果を踏まえ、
年度ぎふプライムスタートアップとしての認定を見送ることとしました。

ぎふスタートアップ支援コンソーシアム事務局	
担当	
住 所	
T E L	
メール	